

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 6 月 26 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南山（小路）集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 6 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 0 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・担い手を中心に、農作業の受委託や農業用機械の共同利用や肥料や農薬等の共同購入を行っていく。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させていく。
- ・集落内の担い手への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地が集積していく。

(別紙)

- ・個々の農家の赤字経営からの脱却に向けて、集落営農の法人化に取り組んでいく。
- ・農地・水保全管理支払交付金を活用し、草刈り、獣害の柵の設置、用排水の点検・清、施設のメンテナンスを行っている。今後も継続していく。
- ・環境保全型農業直接支払交付金を活用したそばの有機農業や米の特別栽培を実施している。今後も継続していく。